

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成19年 5月17日（諮問第89号）

答申日：平成19年11月16日（答申第51号）

事件名：国民健康保険審査会に係る文書の部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が国民健康保険審査会に関する文書（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、別紙記載28～30の文書（以下「本件旅行命令伺等」という。）に記載された「帰着地」を非公開とした処分は妥当であるが、別紙記載1～4、6～8、11及び13～19の文書（以下「本件審査請求書等」という。）に記載された「処分庁の名称」及び本件旅行命令伺等に記載された「用務先名称」は公開すべきである。

なお、異議申立人は本件対象文書のうち「処分庁の名称」「用務先名称、帰着地」以外の部分を非公開とした処分については、異議を申し立てていないことから、当審査会では判断しない。

第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成19年4月23日付け長寿一286により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

1 処分庁の名称の非公開について

本件審査請求書等について「処分庁」を非公開とする処分は、秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項1号ただし書(一)に規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」及び同号ただし書(二)に規定する「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職、氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る情報」と思われることから、これを同号本文にいう個人情報として非公開にした処分は違法であるから、取り消しを求める。

2 用務先名称、帰着地の非公開について

本件旅行命令伺等について「用務先名称、帰着地」を非公開とする処分は、条例6条1項1号ただし書(二)に規定する「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職、氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る情報」及び同号ただし書(三)に規定する「予算の執行を伴う情報」で「公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの」にあたると思われるから、これを同号本文にいう個人情報として非公開にした処分は違法であるから、取り消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開を行った理由等を次のように説明している。

1 請求に対する文書の特定と公開決定等

(1) 異議申立人は、平成19年4月10日、実施機関に対し、条例9条の規定により次の行政文書の公開請求を行った。

ア 国民健康保険に関する審査請求と国民健康保険審査会の審査、同審査会委員の任命、同審査会の公金支出に関する情報（平成17～18年度）

イ 審査会事務局職員として関わった県職員の出張及び公金支出に関する情報（平成17～18年度）

ウ 長寿社会課国保班職員に係る服務報告書及び服務状態（出勤、休暇、職務免除、時間外勤務、出張、欠勤など）がわかる情報（平成18年4月1日から請求日まで）

(2) 実施機関は、平成19年4月23日、本件請求に対する行政文書公開決定及び行政文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を異議申立人に通知した。特定した文書の名称、非公開とした部分及びその理由は、別紙記載のとおりである。

2 非公開理由

(1) 「処分庁」を非公開とした理由

本件審査請求書等について「処分庁」を非公開とした理由は次のとおりである。

国民健康保険法5条において「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」と定められている。国民健康保険においては、その市町村内に住所を有する者は、同法6条の適用除外に該当する者を除き、その住所を有するだけで

法律上当然に、その市町村国民健康保険の被保険者となる。このことから、処分庁を公開することは審査請求人の住所地を市町村単位で特定できることとなり、他の情報と結びつけることにより、特定の個人を識別される可能性がある。よって条例6条1項1号本文に該当する。

異議申立人は、同号ただし書(一)により公開すべきとしているが、特定の個人が行った一部負担金の減免申請とそれに対する処理状況を示す文書という極めてプライバシー性の強いものについて、何人にも知り得る状態に置くということは、社会通念上ありえないことであり、同号ただし書(一)の「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」にはあたらない。

また、異議申立人は、同号ただし書(二)により公開すべきとしているが、前段で述べたように、処分庁が公務員等の職務の遂行に関する情報に該当するとしても、処分庁を公開することが特定個人を識別されることになるから、同条文をもって公開すべき理由とはならない。

(2) 「用務先名称及び帰着地」を非公開とした理由

本件旅行命令伺等について「用務先名称及び帰着地」を非公開とした理由は次のとおりである。

職員の出張に係る旅行命令伺、計算依頼及び復命・請求の行政文書における「用務先名称」は、「出張支援システムQ&A」によれば、用務先の具体的な名称、県内出張の場合は、公共交通機関を利用する場合で用務先が市町村役場以外の場合は、用務地の字名まで記載することとなっている。一般的な会議等の出張とは異なり、今回のケースは審査請求に関する用務であることを考えれば、これを公開することは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなり、条例6条1項1号本文に該当する。

また、同文書における「帰着地」は、在勤公所又は居住地となり、勤務時間を超える場合は居住地への帰着が認められている。この場合「帰着地」には当該職員の住所地を記載することとなっている。同号ただし書(二)においては、当該公務員等の職・氏名は公開することとなっているが、住所は公開するとはされていない。よって、同号本文に該当する。

異議申立人は、同号ただし書(二)及び(三)により公開すべきとしているが、公務員等の出張における用務先名称及び帰着地は、前段で述べた理由により、同号ただし書(二)の職務遂行情報にはあたらない。また、同号ただし書(三)は、予算の執行を伴う事務又は事業に関わる情報において、公務員等以外の者の氏名等であっても、その権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合は、これを公開することとした規定であり、該当しない。

以上述べた理由により、実施機関の部分公開決定は妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- | | | | |
|-----|-------|---------|------------------|
| (1) | 平成19年 | 5月18日 | 諮問の受け付け |
| (2) | 同 | 年 6月29日 | 諮問庁から非公開理由説明書を収受 |
| (3) | 同 | 年 8月 7日 | 諮問庁が意見陳述 |
| (4) | 同 | 年10月11日 | 審議 |
| (5) | 同 | 年11月 8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、健康福祉部長寿社会課が作成した文書であり、文書の名称、非公開とした部分及びその理由は、別紙記載のとおりである。

2 非公開情報該当性の検討

(1) 審査請求書等における処分庁の名称について

当審査会において本件審査請求書等を見分したところ、審査請求人の住所氏名、財産、生活、心身、社会活動に関する情報等、私生活に関する内容が記載されており、これらの個人に関する情報については非公開とされていることが認められる。

実施機関は、国民健康保険においては、原則としてその市町村内に住所を有する者は、法律上当然にその市町村国民健康保険の被保険者となることから、処分庁名称を公開することは審査請求人の住所地を市町村単位で特定できることとなり、他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別される可能性があると主張する。

しかしながら、処分庁の名称については、実施機関の主張するとおり、審査請求人の住所の一部をなすものであるが、本件審査請求書等においては、審査請求人の個人に関する情報は非公開とされており、公開されている情報その他容易に取得できる他の情報を組み合わせることによっても、特定の個人を識別することができることとなるとは認められず、公開すべきである。

なお、異議申立人は公開すべき理由として、条例6条1項1号ただし書(一)及び(二)に該当すると主張しているが、当審査会では同号本文に

該当し公開すべきとしたことから、異議申立人の主張する条項への該当性については判断しない。

(2) 旅行命令同等における用務先名称及び帰着地について

ア 用務先名称について

本件旅行命令同等に記載された「用務先名称」は、(1)と同様の理由により、公開すべきである。

イ 帰着地について

当審査会において本件旅行命令同等を見分したところ、「帰着地」には勤務地又は職員の居住地である市町村名が記載されていることが認められる。

「帰着地」として記載される職員の住所地は、住所そのものではないが、本件旅行命令同等に記載された職員の氏名と一体として特定の個人を識別することができる情報にあたり、条例6条1項1号本文の非公開情報に該当するものと認められる。

異議申立人は、同号ただし書(二)により公開すべきと主張する。しかし、この規定は、公務員等の職務に係る情報については、個人に関する情報に該当するものではあるが、行政の諸活動を説明する責務を全うするという観点から公開することとしたものである。本件旅行命令同等に記載された職員の住所地は、当該職員個人の住居という私事に関する情報であり、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人は、同号ただし書(三)により公開すべきと主張する。しかし、この規定は、予算の執行を伴う事務又は事業に係る情報は、県政の公正さと透明性を確保する上でも、また、実施機関がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からも、公益上公開する

必要性が高いことから、当該情報に含まれる公務員等以外の者の氏名等であっても、その権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合は、これを公開することとしたものであり、異議申立人の主張は採用できない。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	ノースアジア大学経済学部準教授 (平成19年10月11日の審議まで)
	三 浦 清	弁護士

別紙

公開請求者(異議申立人)が求めた行政文書の内容		実施機関が特定した行政文書		非公開とした部分 (条例6条1項1号(個人に関する情報)に該当)
区分	内容	No.	文書番号 文書の題名等	
1-1	国民健康保険に関する審査請求及び国民健康保険審査会の審査に関する情報 (平成17～18年度)	1	⑧国保審-1 審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について (起案文書、通知文(案)、審査請求書)	請求人の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		2	⑧国保審-2 審査請求書の取り下げについて (起案文書、通知文(案)、審査請求書)	請求人の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		3	⑧国保審-3 審査請求書についての補正について (起案文書、通知文(案)、審査請求書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		4	⑧国保審-4 審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について (起案文書、通知文(案)、審査請求書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		5	⑧国保審-6 審査請求の取り下げについて (起案文書、審査請求の取下げ書)	請求人の住所、氏名
		6	⑧国保審-7 秋田県国民健康保険審査会の開催について (起案文書、通知文(案)、委員名簿、審査請求書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		7	⑩国保審-8 弁明書の受理と反論書の提出について (起案文書、通知文(案)、弁明書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		8	⑩国保審-9 弁明書の送付について (起案文書、委員名簿、通知文(案)、弁明書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		9	関係書類閲覧許可申請書	請求人の住所、氏名
		10	⑧国保審-10 口頭意見陳述について (起案文書、通知文(案))	請求人の住所、氏名
		11	⑧国保審-11 反論書の送付について (起案文書、委員名簿、通知文(案)、反論書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		12	⑩国保審-12 行政不服審査法第31条の規定による審問について (起案文書)	請求人の住所、氏名、被保険者証の番号、個人の情報に関する事
		13	⑩国保審-13 行政不服審査法第31条の規定による審問について(復命書) (起案文書、質問てんまつ書)	被質問者の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		14	⑩国保審-14 弁明書の送付について (起案文書、通知文(案)、弁明書)	請求人の住所、氏名、 処分庁の名称
		15	陳述書の送付について (送付書、陳述書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		16	陳述書に対する弁明書の送付について (起案文書、通知文(案)、弁明書)	請求人の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		17	⑩国保審-17 秋田県国民健康保険審査会の会議録について (起案文書、議事録、配布資料)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
		18	⑩国保審-18 秋田県国民健康保険審査会の審査結果について (起案文書、裁決書(案))	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称
		19	⑩長寿4300 国民健康保険審査会の審査請求の受理及び裁決について (起案文書、通知文(案)、審査請求書、裁決書)	請求人、代理人等の住所、氏名、 処分庁の名称 、個人の情報に関する事
1-2	国民健康保険審査会委員の任命に関する情報 (平成17～18年度)	20	⑩長寿-416 秋田県国民健康保険審査会委員の任命について	履歴書
		21	⑩長寿-1677 秋田県国民健康保険審査会委員の任命について	履歴書
		22	⑩長寿-659 秋田県国民健康保険審査会委員の任命について	履歴書
		23	⑩長寿-985 秋田県国民健康保険審査会委員の任命について	履歴書
		24	⑩長寿-4456 秋田県国民健康保険審査会委員の任命替えについて	履歴書
1-3	国民健康保険審査会の公金支出に関する情報 (平成17～18年度)	25	支出負担行為(報酬) 1件	債権者の住所
		26	支出命令書 3件	債権者の住所、口座情報
		27	支出負担行為何兼支出命令書(旅費) 6件	債権者の住所、口座情報
2	審査会事務局職員として関わった県職員の出張及び公金支出に関する情報 (平成17～18年度)	28	旅行命令伺 3件	用務先名称、帰着地
		29	計算依頼 3件	用務先名称、帰着地
		30	復命請求 3件	用務先名称、帰着地
3	長寿社会課国保班職員に係る勤務報告書及び勤務状態(出勤、休暇、職務免除、時間外勤務、出張、欠勤など)がわかる情報 (平成18年4月1日から請求日まで)	31	出勤記録表(平成18年、平成19年) 9件	年次休暇、病気休暇、夏期休暇、特別休暇
		32	勤務実績報告書(平成18年4月から平成19年4月) 13件	年次休暇、病気休暇、夏期休暇、特別休暇